茨木市特定保健指導事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。第2第2号及び第3において「実施基準」という。)に定めるもののほか、特定保健指導の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2 特定保健指導の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 茨木市国民健康保険加入者
 - (2) 実施基準第4条に規定する者

(特定保健指導の内容)

第3 特定保健指導の内容は、実施基準に定める内容とする。

(利用料)

第4 特定保健指導の利用料は、無料とする。

(実施の方法)

- 第5 特定保健指導は、茨木市が直接又は委託する方法により実施するものとする。
- 2 特定保健指導を委託する方法により実施するときは、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」 (平成20年厚生労働省告示第11号)に定める基準を満たす者に委託するものとする。 (利用申込み)
- 第6 特定保健指導の利用申込みは、対象者に送付される利用券と案内に基づき、利用希望者が市長に申し込むものとする。

(実施時期)

第7 特定保健指導の実施時期は、市長が別に定める。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、特定保健指導の実施について必要な事項は、市 長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から実施する。

別表

腹囲	追 加 リスク	喫 煙 歴	対 象	
	血糖 脂質 血圧		40~64歳	65 ~ 74 歳
85cm (男性)	2つ以上該当		積極的	動機付け
90cm (女性)	1 つ該当	あり	支援	支援
		なし		
上記以外で	3つ該当		積極的	動機付け
BMI 25	2 つ該当	あり	支援	支援
		なし		
	1 つ該当			

(注)喫煙歴の斜線は階層化の判断が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する

追加リスク

血糖 空腹時血糖 100mg/dl 以上又は、ヘモグロビン A1c 5.2%以上

脂質 中性脂肪 150mg/dl 以上又は、HDL コレステロール 40mg/dl 以下

血圧 収縮期 130mmHg 以上又は、拡張期 85mmHg 以上